

# 第 3 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 17 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

### 第3回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月17日(木) 午後2時から午後2時50分まで
- 2 開催場所 秋田市役所職員研修棟第1・2研修室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	13番	齊 藤 善 彦
14番	藤 田 修	15番	加 藤 淳
16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
18番	佐々木 吉 秋	19番	加賀屋 慎 一
- 5 欠席農業委員  
12番 佐々木 和 昭
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第11号 農用地利用集積計画(令和3年度第12号)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	中 村 至
主 任	廣 嶋 孝 祐	主 任	富 岡 周 馬
技 師	小 林 素 子		
- 8 書 記  
主 査 岡 部 洋 介
- 9 議事録署名委員  
6番 相 場 堅 一  
7番 佐々木 繁 明

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第3回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。12番佐々木和昭委員の1名でございます。委員定数19名中、18名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p><b>【配付書類の確認】</b></p>
	<p>本日は傍聴人として、1名の方がお見えになっています。今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願います。</p>
	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第3回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p>
	<p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、6番相場堅一委員、7番佐々木繁明委員をお願いいたします。</p>
	<p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p>
	<p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p>
	<p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
1番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
2番武藤真作委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
7番佐々木繁明委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
13番齊藤善彦委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第71回常設審議委員</p>

議	長	会」につきましては、私から報告します。
		【会務報告 2 の報告】
		次に、会務報告 3 の「令和 3 年度第 7 回秋田市農地利用最適化委員会」につきましては、1 番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1 番	佐々木英久委員	【会務報告 3 の報告】
議	長	次に、会務報告 4 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 7 の「現況地目照会に係る回答について」までの 4 件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局		【会務報告 4 および 7 の報告】
( 住 谷 副 参 事 )		
議	長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16 番	三浦宏和委員	はい、議長。
議	長	16 番三浦委員、どうぞ。
16 番	三浦宏和委員	16 番三浦です。令和 4 年度の水田交付金の見直しについて、今日の新聞記事の県議会予算特別委員会総括審査で県内市町村や農業団体に加え東北他県と連携して国に要望することを検討していくと知事の答弁があったようです。今後 5 年間で一度も米を作付けしない箇所は対象外になったり、牧草についても、種まきをせず収穫だけを行う年は交付金を減額したりと、今までの米生産調整に関わってきた身としても、ちょっとひどい内容です。これまで我々もコロナの関係で農政論議が疎かになっていましたけど、農家の経営を考えると要望する時期がきたのかなと私は思います。佐々木会長からは常設審議委員会の時に要望していただきたい。 もうひとつは令和 4 年 3 月 8 日付けの国会法案で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が提出された件の、人の確保・育成の項目で、農地の取得に係る下限面積要件を廃止（旧農地法第 3 条第 2 項第 5 号）と書かれています。今回、農業経営基盤強化促進法での廃止なので、このような情報は県農業会議から事前に国の動向を周知していただきたいです。
議	長	分かりました。この 2 件について、今月の常設審議委員会で対応してもらえるように私の方からも要望していきたいです。 ほかにご質問、ご意見はありませんか。
一	同	なし。
議	長	ほかにご質問等がないようですので、日程第 4 の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第 4、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、2 件を上程します。

議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 ( 廣 嶋 主 任 )	<p>議案書 1 ページの 2 件について説明いたします。</p> <p>番号 1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。申請地は、当該不在者と譲受人の共有地であり、不在者の財産処分のため売買するものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、2,155平方メートルであることから、畑作の要件を満たしています。</p> <p>次に番号 2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。当該不在者の財産処分において、譲渡人は、申請地の隣地に居住し、当該地の畑地利用を希望する譲受人と売買するものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>下限面積について、譲受後の経営面積は、12,600平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら 2 件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	それではここで、案件 1 番について現地調査を行った石井健推進委員から報告を受けた17番伊藤洋文委員に報告をお願いします。
17番伊藤洋文委員	17番伊藤です。この所在地は私の家の近くであり、現地を確認しましたが、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った佐々木晃推進委員から報告を受けた 4 番鈴木昇代理に報告をお願いします。
4 番 鈴 木 昇 代 理	4 番鈴木です。この所在地は私の自宅の隣接集落であり、現地を確認しております。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16番三浦委員、どうぞ。

16番三浦宏和委員	<p>16番三浦です。不在者財産管理人について初めて耳にする制度なのでわかる範囲で教えていただきたいです。</p> <p>一つ目は不在者とどのような関わりのある人がどこへ申し立てをするのか。</p> <p>二つ目は選任者は渡人になるのだから譲渡金が財産管理人へ報酬として取得後、残りの財産はどうなるのか。また、不在者が生存した場合、後から申し出た場合に取り分はどうなるのか。</p> <p>三つ目は農業委員会は不在者財産管理人として選任されていることの確認方法はどのようにしているか。</p> <p>四つ目は所有権移転登記は誰がやるのか。</p> <p>五つ目は今回の場合、農地法第3条であるが今後、経営基盤強化促進法や農地中間管理事業で取扱いが可能になるのか。</p> <p>六つ目は案件2番について外国人がなぜ農地を所有できたのか。教えてください。</p>
議長	事務局、お願いします。
事務局 (住谷副参事)	<p>一つ目の件についてお答えします。不在者財産管理人は、裁判所に対して申し立てを行うことにより選任でき、誰でも管理人に指定することができますが、一般的には利害関係のない親戚、あるいは司法書士、弁護士等になるようです。一般の方を申立人とする場合は裁判所が適格性を審査し、不適格と判断した場合は裁判所が指定する司法書士、弁護士となります。</p> <p>二つ目の件については、不在者財産管理人は不在者の財産から報酬を受けとることになり、財産処分後、残額がある場合は家庭裁判所に供託します。なお、不在者が生存していた場合、管理人の任は解かれ、不在者へ引継ぐこととなります。</p> <p>三つ目の件についてですが、不在者財産管理人であることの確認は提出された証書を確認しております。</p> <p>四つ目の件についてですが、通常は受人が所有権移転登記するものと思われま。</p> <p>五つ目の件についてですが、経営基盤強化促進法で対応可能と考えています。なお、農地中間管理事業での所有権移転は実施しておりません。</p> <p>六つ目の件についてですが、2番の不在者は亡くなった日本人配偶者であるため相続により取得したものであると確認しています。</p>
議長	16番三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	分かりました。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
一	なし。
議長	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一	異議なし。

議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (稲葉主席主査)	<p>それでは、議案書の2ページおよび3ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。借受人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。貸出人は、秋田県知事佐竹敬久。転用事業概要は、農機具収納施設および休憩所への永年転用。権利の種類等は記載のとおりで、転用面積の合計は2,642.92平方メートルです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、転用事業者は、基盤整備事業を機に農事組合法人を設立したが、法人としての農機具等保管施設等の設置が必要となったため、法人が管理するほ場の中心部付近にあり、道路に隣接していることから当該地を選定、転用しようとするものです。</p> <p>なお、当該地は現在秋田県が施行している県営農地集積加速化基盤整備事業下黒瀬地区の区域となっており、県が管理する創設非農用地換地予定地を換地処分前に使用するものであるため、貸出人は土地改良事業の事業主体である秋田県知事となっております。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域内です。農地区分は農用地区域内農地です。</p> <p>農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設用地に供するものであって、農地法第5条第2項ただし書に規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和5年4月30日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分はなく、一体として利用する農地以外の土地は水路および道路があり、土地改良区等からの意見書は、雄和中央土地改良区から差し支えないとなっております。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は特になく、排水計画は、汚水、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。現地は令和4年3月2日に確認しております。なお、今回の転用案件は、原則として秋田県農業会議への意見聴取が必要な、農地区分が農用地区域内農地の転用ですが、転用目的が農業用施設の場合は除くこととされており、転用面積も30アール以下であるため、秋田県農業会議への諮問は不要となります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それではここで、案件1番について現地調査を行った齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた4番鈴木昇代理から報告をお願いします。</p>
4番鈴木昇代理	<p>4番鈴木です。この件については3月3日に連絡を受け私も現地を確認しております。今後、基盤整備により法人組織を立ち上げ農業用ハウス、格納庫や加工所が必要となり転用案件が出てくると思います。そのために行政には申請する窓口が多すぎるので、一括して申請できる窓口を要望し</p>

4番鈴木昇代理	たいです。 案件については特に問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。まず一つ目ですが、土地8筆すべて内数字として括弧書きになっていますが、従前地だからこのような書き方になるのか、換地後も半端に残されるのですか。 二つ目は転用の資金計画が自己資金と書いてありますが、これは行政から補助はなかったのですか。
議長	事務局、お願いします。
事務局 (稲葉主席主査)	一つ目の件についてお答えします。内数の合計2,642.92平方メートル、そのほか水路部分と道路部分の面積を合わせた区画が、新しく非農地として換地されることとなります。 二つ目の件についてお答えします。申請者からは補助の対象にはならないと聞いております。
議長	16番三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	分かりました。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。  次に、日程第6、議案第11号、農用地利用集積計画（令和3年度第12号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (住谷副参事)	<p>はじめに、所有権移転から説明します。議案書の5ページから7ページをご覧ください。今回は、売買が6件、贈与が1件の計7件となります。番号1。買手は■■■■、売手は■■■■。耕作面積等その他の項目については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>続きまして、利用権設定です。議案書の8ページから95ページをご覧ください。今回は60件です。議案書48ページ、番号46以降の15件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>番号1。借手は■■■■、貸手は■■■■。耕作面積等その他の項目については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、令和3年度第12号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	なし。
議長	<p>初めに、所有権移転について採決いたします。所有権移転の7件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の7件について、原案のとおり決定することいたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、はじめに案件39番と40番の2件について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件39番と40番の2件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件39番と40番の2件について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
議長	<p>次に、案件46番から52番の7件について採決を行います。なお、本案件については、私に係る議事参与案件ですので、ここで、議事進行を4番鈴木昇代理に交代し、退席いたします。</p>

【会長 議長席退席】

【代理 議長席着席】

議長 (4番鈴木昇代理) 長 それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件46番から52番の7件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 (4番鈴木昇代理) 長 「異議なし」の声がありましたので、案件46番から52番の7件について、原案のとおり決定することにいたします。  
ここで、議長を交代するため、18番佐々木会長の着席を求めます。

【代理 議長席退席】

【会長 議長席着席】

議長 長 次に、案件58番と59番の2件について採決を行います。

■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。

【■■■■番 ■■■■委員退席】

議長 長 それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件58番と59番の2件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 「異議なし」の声がありましたので、案件58番と59番の2件について、原案のとおり決定することにいたします。

■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。

【■■■■番 ■■■■委員着席】

議長 長 次に、議事参与案件であった、39番と40番、46番から52番、58番と59番の11件を除いた1番から60番の案件につきまして、一括して採決を行います。

これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 「異議なし」の声がありましたので、39番と40番、46番から52番、58番と59番の11件を除いた1番から60番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。

以上により、日程第6、議案第11号、農用地利用集積計画（令和3年度第12号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。

議	長   これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。  <p style="text-align: right;">(午後 2 時50分終了)</p>
---	---